

栃木市「とち介商品券2026」 取扱店舗募集要項

栃木市は、食料品をはじめとする物価高騰の影響を受けている市民生活の支援及び消費喚起による地域経済の活性化を図ることを目的として、1人あたり6,000円の「とち介商品券2026」を全市民を対象に配布します。本チラシの記載内容をご確認いただき、取扱店舗として参加いただける場合には、裏面を参照のうえ、お申込みください。 ※登録手数料・換金手数料無料

| | | |
|-------------------------|--|--|
| 1.参加資格 | 栃木市内に店舗、事業所等を有する事業者（複数店舗を有する場合は、店舗毎に申込みが必要） ※個人事業主にあつては、当該事業主の市税に、法人にあつては当該法人及び代表者の市税に滞納が無いこと等 | |
| 2.申込み期間 | 令和8年4月27日(月)～6月10日(水)（一次募集）※一次募集締切後も随時受け付けます。 | |
| 3.申込み方法 | 裏面の申込みフォームURLから必要事項を入力してお申込みください。 また、裏面の申込書に必要事項を記載してFAXによる申込みも可能です。 | |
| 4.商品券の概要 | 発行総額 | 約9億1千2百万円（すべて紙製商品券） |
| | 使用期間 | 令和8年8月1日(土)～令和8年10月31日(土) |
| | 配布対象者 | 全栃木市民（年齢、所得制限無し） ※令和8年4月15日時点において住民基本台帳に登録されている栃木市民 |
| | 配布時期・方法 | 令和8年7月下旬から約5週間にかけて世帯主宛てにゆうパックにて配送 |
| | 商品券内容 | とち介商品券2026・1冊あたり1,000円券×6枚 【内訳】全店共通券4枚（4,000円分）・すべての取扱店舗で使用可能 中小店専用券2枚（2,000円分）・大型店以外の取扱店舗で使用可能 |
| 5.商品券の換金 | 期間 | 令和8年8月～令和8年11月 |
| | 方法 | 利用者から受領した商品券の換金は、取扱店舗に配布する取扱店舗マニュアルや取扱店舗キットをご確認のうえ、キットに含まれているレターパック等に商品券半券を入れ、とち介商品券係宛て郵送し申し込むこととなります。 ※換金手数料は無料。換金方法は口座振込のみ。 |
| 6.広告宣伝 | 各世帯に郵送する「取扱店舗リスト」への掲載（一次募集期間までに受付けた店舗）の他、のぼり旗の配布、ホームページへの掲載（随時更新）も予定しております。 | |
| 7.その他 | 商品券事業の効果を高めるため、セールやキャンペーン等のご検討をぜひお願いいたします。 ※本事業による商品券の配布は、各店舗が独自に実施するセールや割引キャンペーン等を制限するものではありません。 | |
| 8.事業者説明会 | 「栃木商工会議所 1階大ホール」（栃木市片柳町2-1-46）※各回同一会場 本事業の申込をご検討されている事業者を対象に以下の日程で説明会を開催します。 ▼5月11日(月) 1回目10:30～12:00 / 2回目15:00～16:30 ▼6月 8日(月) 3回目10:30～12:00 / 4回目15:00～16:30 取扱店舗事業者を対象に以下の日程で商品券取り扱い方説明会を開催します。 ▼7月24日(金) 1回目10:30～12:00 / 2回目15:00～16:30 ※参加希望の方は事前に裏面記載の事務局へお電話にてお申込みください。 | |
| 9.申込み後の流れ | ①申込み内容に基づき、事務局で審査します。 ②審査後、取扱店舗として登録します。 ③一次募集で申し込まれた店舗には、令和8年7月21日(火)に取扱店舗キットを発送します。 ※一次募集以降に申込みいただいた店舗には準備ができ次第、随時発送します。 | |
| 10.とち介商品券の「対象外」となる店舗 | <ul style="list-style-type: none"> 特定の宗教、政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行う者 風俗営業の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる風俗関連特殊営業に該当する営業を行う者 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団又はその構成員の利益になる活動を行う者 市長が適当でないとする者又は店舗・事務所 | |
| 11.とち介商品券の「利用対象にならない」もの | <ul style="list-style-type: none"> たばこ事業法(昭和59年法律第68号)第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入 事業活動に伴って使用する原材料・機器類及び仕入商品等の購入 出資や債務の支払い（税金、保険料、使用料、振込手数料、電気・ガス・水道・電話料金など） 現金との換金、金融機関への預け入れ インターネット販売等、実店舗以外での決済 換金性の高いもの（貴金属、有価証券、商品券、切手、プリペイドカード等） 不動産（土地・家屋の購入、家賃・地代・駐車料等）や資産性の高いもの（自動車）に係る支払い 医療保険や介護保険等が適用されるサービス及び商品（処方箋が必要な医薬品を含む。） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当する営業に要する支払い 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの その他、市長が本事業の趣旨にそぐわないと指定するもの | |